

長崎市内の保育所・認定こども園における避難情報発令時の対応基準

1 目的

台風や大雨などにより避難情報が発令された場合に、子どもや職員の安全確保について迅速かつ適切に判断することができるよう、避難情報等の発令対象区域内の保育所及び認定こども園(以下「保育施設」という。)における対応基準を次のとおり定める。

2 対応基準

警戒レベル3以上の避難情報等が発令された区域内にある保育施設の対応は、次のとおりとする。

(1) 「午前6時時点で発令中」又は「午前6時から開園時刻までの間に発令」の場合

避難情報	避難情報発令区域内にある保育施設	発令区域外の保育施設
警戒レベル3 (高齢者等避難) 以上	臨時休園	開園
	保育施設の対応	
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保護者へ休園を連絡する。 ・ 幼児課へ休園を報告する。 ※開園時刻前に子どもがすでに登園している場合は『(2)「開園時間中に発令」の場合』を適用する。	

※開園前に発令が解除されたときは、午前10時までに安全が確保され、十分な保育ができる場合に限り午後から開園する。

(2) 「開園時間中に発令」の場合

避難情報	避難情報発令区域内にある保育施設	発令区域外の保育施設
警戒レベル3 (高齢者等避難) 以上	臨時休園	開園
	保育施設の対応	
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 原則、あらかじめ保護者へ周知している避難場所へ子どもを速やかに避難させる。 ただし、他の避難場所又は園内が安全と判断した場合は、その場所に子どもを避難させる。 ・ 保護者へ「状況の連絡」と「安全を確保しつつ、できるだけ速やかなお迎え」を依頼する。 ・ 幼児課へ避難状況や休園等を報告する。 	

※避難確保計画策定の対象となっている保育施設については、同計画に基づいて対応すること。

※ 避難確保計画

平成29年6月の水防法、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に係る法律(土砂災害防止法)の改正に基づき、河川の氾濫等の浸水想定区域内及び土砂災害警戒区域内に所在する要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、洪水時又は土砂災害時の円滑かつ迅速な避難の確保を図ることを目的に、避難確保計画の作成や訓練の実施が義務付けられた。

3 マニュアルの作成

平常時から施設の立地状況や危険個所を確認し、災害発生情報の収集に努めるとともに、前項の対応基準に沿った具体的な対応マニュアル（緊急時の避難場所や避難経路、避難時の園児の引き渡し方法など）を各保育施設において定めておくこと。

なお、災害発生時は、速やかに保護者に連絡すること。

4 保護者への周知

マニュアルの内容については常日頃から保護者との相互理解を図り、入園説明会での配布・説明、園舎内への掲示等により周知すること。

● 避難情報等の警戒レベル

警戒レベル		避難情報等	住民がとるべき行動
5	市町村が発令	緊急安全確保	命の危険 直ちに安全確保
4		避難指示	危険な場所から全員避難
3		高齢者等避難	危険な場所から高齢者等は避難
2	気象庁が発表	洪水注意報・大雨注意報等	自らの避難行動を確認
1		早期注意情報	災害への心構えを高める